

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	入居補欠者の決定	
処 分 の 概 要	市営住宅の入居補欠者を決定する。	
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例(平成9年条例第28号)	
条 項	第10条第1項	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		10日
標 準 処 理 期 間	計	10日
判断基準	<p>松山市営住宅管理条例第10条第1項の規定により、入居決定者以外で、入居資格を有する者のうちから決定する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市営住宅管理条例</p> <p>(入居補欠者)</p> <p>第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

